

みやけい交通安全ニュース

発行：宮崎県警察本部交通企画課 R5-No.9 (2023.6.27)



特定小型原動機付自転車について理解しよう！

Q 特定小型原動機付自転車とはどんな乗り物？

A 次の基準を全て満たすものをいいます。

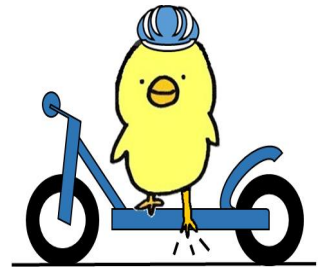
【車体の大きさ】

長さ 190センチメートル以下

幅 60センチメートル以下

【車体の構造】

- 原動機として、定格出力が0.60キロワット以下の原動機を用いること。
- 時速20kmを超えて加速できない構造であること。
- 走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
- オートマチック・トランスミッション(AT)であり、クラッチ操作を要さないこと。
- 最高速度表示灯(灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの)が備えられているもの。



Q どんな部品が必要？

A 右図のような部品を備えている必要があります。
下の性能等確認済シール等の付けられているものは、基準を満たしています。

特定小型原動機付自転車に必要な主な保安部品



『性能等確認済』シール



性能等確認済
【認定機関名称-確認番号】
特定原付
【車名・型式】



性能等確認済
【認定機関名称-確認番号】
特定原付
【車名・型式】

16歳以上であれば、運転免許は必要ありませんが、**16歳未満の者は運転できません。**

○ 市町村の条例等の定めにより、**ナンバープレート**を取得し、車体の見やすいところに取り付けなければいけません。

ナンバープレート取得に関する手続は、市町村にお尋ねください。

○ **自賠責保険(共済)**への加入が義務づけられています。

○ 詳しい交通ルールは、警察庁のウェブサイトをご参考ください。

警察庁ウェブサイト
特設ページ



毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。